業　務　仕　様　書

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第１条　本仕様書は「Ｒ１企総管　川口ダム　洪水吐ゲート補強及び巻上機詳細設計業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし，本仕様書の内容に疑義を生じた場合は，監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお，本仕様書に明記なき事項についても，各設計上当然必要となる業務は，これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第２条　本業務仕様書に記載なき事項については，徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第４条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第５条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（重点調査）

第６条　重点調査とは，設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において，落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が，設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し，成果品の品質確保を目的に，重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

２　重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について，受注者は，その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第１号）を作成し，契約締結後７日以内に監督員に提出しなければならない。

３　受注者は，前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは，これに応じなければならない。

４　重点調査業務の受注者は，業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

５　重点調査業務の受注者は，業務を履行するにあたり，業務履行中の全ての協議及び立会時には，管理技術者が出席(臨場)し、説明又は協議をしなければならない。ただし，着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては，管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（業務委託箇所）

第７条　業務委託箇所は，次のとおりとする。

徳島県那賀郡那賀町吉野　川口ダム

（既設設備仕様）

第８条　本業務の既設対象設備は，次のとおりとする。

（１）洪水吐ゲート

ア　型　　式　鋼製ローラーゲート
イ　台　　数　６門
ウ　純 経 間　１３．００ｍ
エ　扉　　高　１３．８０ｍ
オ　揚　　程　１５．６０ｍ
カ　水密方式　前面３方ゴム水密
キ　設計水深　１４．１０ｍ

（２）巻上機

ア　型　　式　単胴複索式電動巻上機（手動装置付き）
イ　台　　数　６台（１門に対して１台）
ウ　巻上速度　０．３ｍ／ｍｉｎ
エ　操作方法　遠方操作及び現場直接
オ　起動方式　全閉直入起動式
カ　電　　源　３相　２２０Ｖ　６０Ｈｚ
キ　容　　量　３７ｋＷ

（業務内容）

第９条　本業務の内容は，次に掲げるとおりとする。

（１）設計協議

ア　設計協議は，着手時１回，中間時３回，成果品納入時１回の５回を基本とする。

（２）現地調査

ア　現地調査を行い，現況施設及び周辺の状況を把握し，合わせて工事用道路等の施工の観点から現地状況を把握し整理する。

イ　高さが２ｍ以上の箇所で作業を行う場合は，墜落防止に留意し，作業日毎に「墜落防止チェックシ

ート」を活用して点検を行い，その記録を保管すること。

（３）既設ゲート補強検討

ア　既設ゲートをＬ１地震動に対応させる補強設計を行う。

イ　ゲート戸当たりをＬ１地震動に対応させる補強設計又は取替設計を行う。

ウ　補強設計後のゲート及び戸当たりにてＬ１地震動での応力解析を行う。

なお，解析については３次元有限要素モデル（シェル要素）を用いて行う。

（４）巻上機詳細設計

ア　補強設計したゲートに対応した巻上機の詳細設計を行う。

イ　詳細設計においては「平成２８年度　川口ダム　洪水吐ゲート設備改良詳細設計業務」において詳細設計された巻上機を基本とし再検討する。

なお，上記業務の内容については第１３条　貸与図書を参照すること。

（５）河川管理者との協議・資料作成

ア　下記項目について検討し作成する。

（ア）設計計算書

（イ）材質・部材の検討決定

（ウ）装置・諸元の検討決定

（エ）施工計画・工事工程計画の作成

（オ）仕様書（案）の作成

（カ）届出書類（案）の作成

工事に伴い必要となる関係機関への届出書類等を作成する。

（６）施工計画

ア　ゲート補強の工法・工程・仮設を検討する。

イ　戸当たり補強の工法・工程・仮設を検討する。

ウ　巻上機取替の工法・工程・仮設を検討する。

（７）図面作成

ア　下記項目について発注に必要となる図面を作成する。

（ア）一般構造図

（イ）配置図

（ウ）詳細図

（エ）仮設図

（オ）その他必要な図面

（８）工事費算出

ア　既設ゲート補強の工事費の算出を行う。

イ　戸当たり補強又は取替の工事費の算出を行う。

ウ　巻上機取替の工事費の算出を行う。

（９）材料計算

ア　工事発注に必要となる各材料の数量，寸法，重量，塗装面積等の表を作成する。

(10) 照査

ア　上記の各項目について照査を行う。

(11) 報告書作成

ア　上記の項目をとりまとめ，報告書を作成する。

（諸法令の遵守）

第１０条　受注者は，本業務の履行にあたり，次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし，その運営及び適用は，受注者の負担と責任において行うものとする。

（１）労働安全衛生法

（２）電気設備技術基準

（３）その他関係法令等

（規格）

第１１条　本業務にあたっては，次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし，監督員が特に認めた場合は，この限りではない。

（１）日本工業規格（ＪＩＳ）
（２）水門・樋門ゲート設計要領（案）
（３）ダム・堰施設技術基準（案）
（４）電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
（５）日本電機工業会規格（ＪＥＭ）
（６）日本電線工業会規格（ＪＣＳ）
（７）電気設備技術基準
（８）その他関係規格，基準等

（提出図書）
第１２条　受注者は，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」に基づいて作成した成果品（正・副２部）を提出する。また，次に掲げる図書については電子データによる提出を基本とするほか，紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

（１）業務計画書	契約後７日以内に		２部
ア　業務概要		イ　実施方針	
ウ　作業方法		エ　工程表	
オ　業務組織計画		カ　主要機械器具	
キ　使用する主な図書及び基準		ク　打合せ計画	
ケ　その他			
（２）業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	（完了検査用１部を含む）	３部
（３）業務写真	〃		２部
（４）監督員が指示する図書			必要部数

（貸与図書）
第１３条　本業務にあたり次に掲げる図書を貸与するものとする。
（１）平成２５年度　川口ダム　洪水吐ゲート設備取替予備設計業務完成図書
　ア　既設ゲート補強設計（概略）
　イ　既設ゲート劣化診断
（２）平成２８年度　川口ダム　洪水吐ゲート設備改良詳細設計業務完成図書
　ア　洪水吐ゲート新製詳細設計（参考）
　イ　巻上機詳細設計
（３）平成２９年度　川口ダム　洪水吐ゲート耐震性能照査業務完成図書
　ア　Ｌ２地震動におけるゲート耐震診断（参考）
（４）その他必要図書

（業務の完了）
第１４条　業務終了後，発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。

様式第１号

重点調査回答書

委 託 業 務 名	
委託業務箇所	
落　札　価　格	千円(税込み)
受　注　者　名	
回　答　者　名	印

回　　答

1　入札価格の積算根拠

(1)　業務委託積算内訳書　　(別紙可)

・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等）
・一般管理費の内訳（事務用品費，通信交通費，福利厚生費，雑費等）
・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費）
・外注経費の内訳（具体的な見積書等）
・使用機材の内訳
・その他の内訳

(2) 低価格の理由・根拠

(3) 利益見通し

2　業務計画の内容
(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴　　(別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数 (2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴　　(別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数 (3) 業務計画書（委託契約書第３条参照　別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 (4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係　　(別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係　　(別紙可) (5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無　　(別紙可)

3　業務受注状況等
(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数　　(別紙可) ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数　　(別紙可) (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数　　(別紙可) (3) 保有技術者数　　(別紙可)

以上相違ありません。

令和　　年　　月　　日

商号又は名称

代 表 者 名　　印

別記様式

業　務　計　画　書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

＜記載例＞

工　　種	種　　別	細　　別	規格	単位	数　　量	摘　　要

(3) 実施方法

・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する.

＜記載例＞

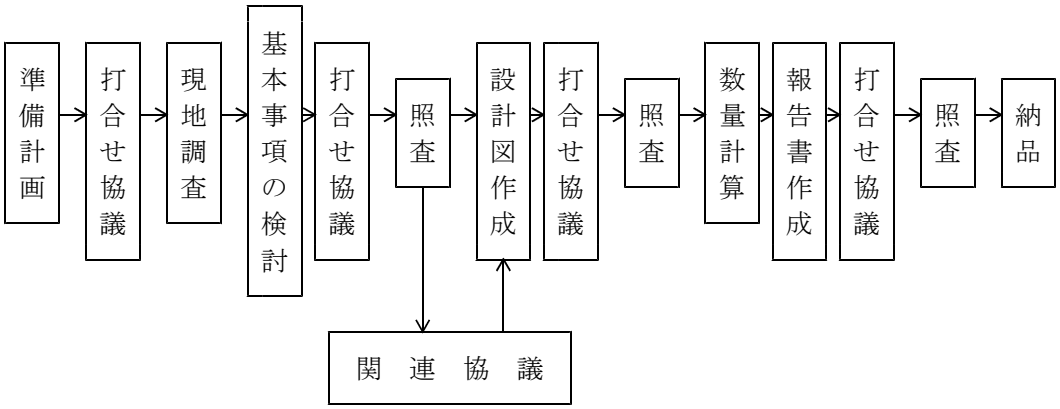

(4) 想定される問題点，制約条件等

・想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

・必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する.

2. 概略の業務工程

・業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

＜記載例＞

工程 工種	○○月 10		20	○○月 10		20	技術者計	
準　備・計　画								
現　地　調　査								
○○概略検討								
路線選定								
照　　査								
打 合 せ 協 議								
関　連　協　議								
管 理 技 術 者	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
照 査 技 術 者			○○		○○		○○	
技　師　A	○○		○○	○○	○○		○○	
技　師　B	○○	○○	○○	○○		○○	○○	
技　師　C		○○			○○		○○	
計	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等：コンサルタント業務のみ）

・照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする.

4. 業務体制
（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）
・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

＜記載例＞

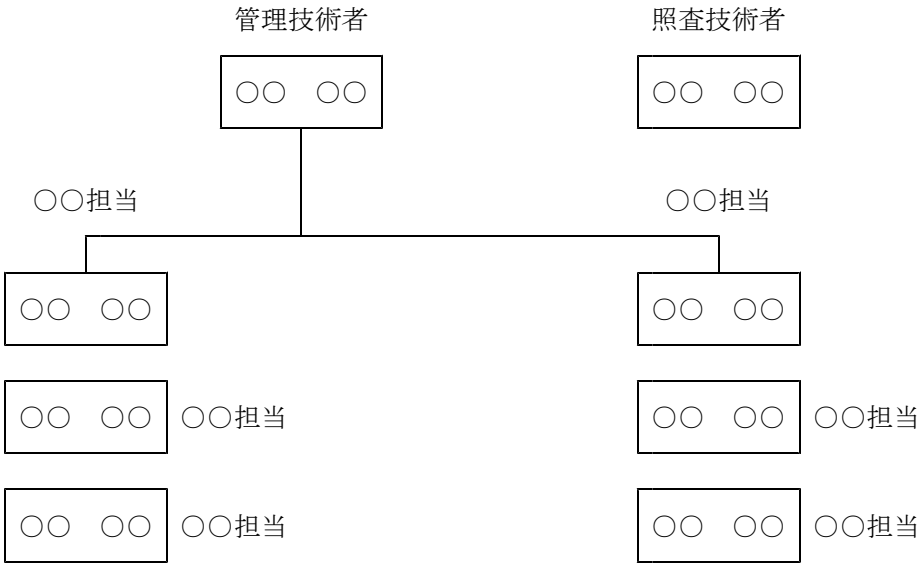

5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

・仕様書等に基づき，成果品の内容，部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

・当業務に使用する図書及び基準等について，法令，指針等必要と考えられるものを記載する。

様式第3号

墜落防止チェックシート

点検実施日時	令和　年　月　日（　　）時　　分	天　候		点検者	

チェック項目	点検項目(結果　良い〇　悪い×　該当しないー)	結果	「×」の場合に とった措置
作業開始時 （毎回）	作業実施が危険な天候でないか。		
	作業従事者の服装，安全装備（安全帯等）は適切か。		
足場 の設置	①高さ2m以上の箇所での作業に際し足場を組み立てる等により作業床を設けているか。また，作業床の幅は40cm以上,床材間のすき間は3cm以下となっているか。		
	②作業床端部、開口部等に囲い、手すり等を設置しているか。また，手すり等の高さは85cm以上となっているか。		
	（①，②の代替） 防網及び安全帯等を安全に取り付けるための設備（親綱等）を設置しているか。		
足場組立・ 解体作業時	技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しているか。（注1）		
	足場の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用状況を監視しているか。（注1）		
	足場の設置は手すり先行工法による施工か。		
	足場材の緊結，取りはずし，受渡し等の作業では，幅20cm以上の足場板を設け，作業従事者に安全帯を使用させる等の措置を講じているか。		
足場上での 作業時 （毎回）	通路面は，つまづき，滑り，踏み抜き等の危険のない状態が保たれているか		
	作業床及び囲い等の設置が困難なときは，安全帯を使用させているか。		
	安全帯等を安全に取り付けるための設備（親綱等）の点検を実施したか。		
昇降設備の 設置	高さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は,安全な昇降装置を設けているか。		

注1　つり足場，張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合は，点検を実施する。

※このチェックシートは重要な項目について抽出したものである。

※監督員より請求のあったときは，直ちに提示すること。